

◎新潟県人事委員会告示第2号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和38年新潟県人事委員会規則第11-5号）により勤務条件に関する措置の要求の手續に必要な書面の様式（昭和38年6月新潟県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

様式中「㊤」を削る。

附 則

- 1 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。